

公衆浴場事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月20日

福島市長 木 幡 浩

## 福島市条例第 1 号

### 公衆浴場事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち福島市高湯地区温泉施設設置条例（平成15年条例第18号）別表基本使用料の項の改正規定中「1,200円」を「12回券 1,200円」に、「1,700円」を「10回券 1,700円」に、「2,500円」を「12回券 2,500円」に、「3,500円」を「10回券 3,500円」に改める。

第3条のうち福島市飯坂地区温泉施設設置条例（平成20年条例第8号）第10条第1項の表波来湯の部回数券の項の改正規定中「1,200円」を「12回券 1,200円」に、「1,700円」を「10回券 1,700円」に、「2,500円」を「12回券 2,500円」に、「3,500円」を「10回券 3,500円」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。